

令和5年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和5年8月10日（木）午後6時00分～午後7時30分

場 所：国分寺市役所 第一・第二委員会室

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）	（識見を有する者）
小堺 幸恵（副会長）	（市内の地域活動支援センターの代表者）
阿部 陽一郎	（市内の障害者団体の代表者）
松本 晴久	（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
藤田 典男	（障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）
下村 裕子	（特別支援学校の教員）
天野 徹	（民生委員の代表者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【事務局】

福祉部長（玉井）
福祉部 障害福祉課長（宮外）
子ども家庭部 子ども発達支援担当課長（前田）
教育部 学校教育担当課長（關）
福祉部 障害者福祉課計画係長（伊藤）
福祉部 障害福祉課生活支援係長（小池）
福祉部 障害福祉課相談支援係長（小林）
福祉部 障害福祉課事業推進係長（千田）
福祉部 障害福祉課計画係員（吉岡）

【当日欠席】

大谷 祐人	（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
増田 径子	（識見を有する者）

【次第】

1 開会

2 審議事項

- 1) 国分寺市障害者計画, 国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理, 評価等に関する事(諮問第2号)について
- 2) 「第4次国分寺市障害者計画実施計画(後期)」, 「第7期国分寺市障害福祉計画」, 「第3期国分寺市障害児福祉計画」の策定に関する事(諮問第1号)について

3 報告事項

4 その他

5 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

【資料1】答申書(案)

【資料2】第4次国分寺市障害者計画実施計画(後期)(案)

◆当日配布

- ・席次表
- ・令和5年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会会議録確定版

【開会】

大塚会長： 皆さん、こんばんは。令和5年度の第3回国分寺市障害者施策推進協議会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、まず会議成立の確認及び配付資料等の確認、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは開会に当たりまして、会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会議につきましては、委員9名のうちの過半数の出席をもって成立いたします。本日は増田委員より欠席のご連絡を頂いておりまして、現時点で7名の委員にご出席いただいておりますので、会議成立となります。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいた資料は、令和5年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会次第、資料1「答申書（案）」、資料2「第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）（案）」です。それから、本日机上に配布させていただいた資料が席次表、7月11日に開催いたしました第2回障害者施策推進協議会会議録確定版の以上となります。

また、参考資料として、現行計画の冊子を机上配付しております。なお、計画の冊子は、本日の会議終了後、机上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。お配りした資料は以上でございます。全てお手元でございますでしょうか。

続きまして、協議会の進行上の注意点等につきまして説明させていただきます。当協議会は、原則として会議を公開、資料及び会議録も公開としており、皆様のご発言を正確に記録させていただくために録音をさせていただきますので、ご了承ください。ご発言の際には挙手していただきまして、会長の指名がありましたら、机にございますマイクのトークボタンを押していただき、初めにお名前を言っていただいてからご発言を頂きますようお願いいたします。ご発言が終わりましたら、もう一度トークボタンを押してマイクをお切りください。

事務局： 今年度の施策推進協議会も本日で第3回を迎えまして、いよいよ令和4年度の評価の答申ですとか、令和6年度からの新しい計画の策定についても、まとめていく段階に入ってきてございます。特に計画策定におきましては、構成は現計画を踏襲するという制約も少しはあるのですが、新計画に向けて、ぜひ前向きに取り組めるようなものをということで、事務局も精いっぱい案を作っておりますので、ぜひ皆様それぞれのお立場から貴重なご意見を頂戴いただき、ぜひいい形でまとめあげていければと思っております。本日の協議会もよろしくお願いいたします。また、細かい点ではございますが、事務局より資料説明等に少し長いお時間を頂戴することもございますが、一旦説明については最後までお聞きいただきまして、その後の協議の時間にご意見を頂戴したいと思います。私からは以上でございます。

大塚会長： それでは次第に沿ってということで、今日は審議事項が2つございます。まず、審議事項の1です。「国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行政管理、評価等に関すること（諮問第2号）」、これに関して、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 審議事項の1について、資料のご説明をさせていただきます。資料の1の「答申書（案）」を御覧ください。こちらにつきましては、前回の協議会でお示しさせていただいた各施策評価表が根拠となっております。今回の協議会におきましては、この「答申書（案）」についてご意見を頂ければと思います。

それでは、まず「答申書（案）」の全体の構成から簡単に説明をさせていただきます。

「1 はじめに」では、昨今の福祉における総合的な流れを記載させていただき、それらを踏まえ、障害者施策の計画的な推進とともに次期計画の策定を見据えた取組が期待されると記載させていただいております。

1枚めくりまして、2ページ目になります。

「2 進行管理及び全体評価について」につきましては、障害者計画の実施計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の実績に関して、全体的な評価を説明させていただいております。令和4年度の実績について、全体的には目標どおり進行していると評価をし、一部のやや取組が遅れている事業につきましては、令和5年度の目標達成に向けた取組を求める形としております。

続きまして、3ページの「3 障害者計画実施計画基本目標別実績評価」の部分につきましては、基本目標ごとに評価をする形とさせていただいております。

6ページ、「4 障害福祉計画等成果目標別実績評価について」では、障害福祉計画、障害児福祉計画に設定されている成果目標ごとに評価をまとめさせていただいております。

最後に8ページ、「5 今後に向けて」の部分です。8ページと9ページに及んでおりますが、こちらにつきましては全体の結びとしてまとめております。

それでは、具体的な説明に入らせていただきますので、3ページにお戻りください。「3 障害者計画実施計画基本目標別実績評価について」、基本目標ごとに抜粋させていただきますので、概要を説明させていただきます。

(1)「基本目標1：自分らしい暮らしへの支援体制づくり」。こちらにつきましては、福祉の総合的な相談窓口の体制整備や障害者地域自立支援協議会における地域生活支援拠点のさらなる充実・強化に向けた「体験の機会・場の活用・充実」を重点テーマとし、障害のある人が個々のニーズに合わせて日常生活及び社会生活を送ることができるような体制整備が進められました。一方で、相談支援体制については、計画（障害児）相談支援を希望する全ての人が利用できるようにすることが課題となっており、課題解決の方策として、引き続き障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援専門員の現状把握や負担軽減に取り組まれたいとしております。こちらについては、全文ではなく抜粋して報告させていただいておりますので、ご了承ください。

続きまして、(2)「基本目標2：自分らしい社会参加や学びへの支援」。こちらにつきましては、こどもの発達センターつくしんぼの事業において、心理相談、専門相談、外来グループの事業全体の需要は高まっている。一方で、こどもの発達センターつくしんぼ事業の外来グループにおいては、利用者が減少しているグループも一部見受けられるため、児童発達支援センターの設置に合わせて、外来グループ等の在り方について検討されたい。また、こどもの発達に関する相談需要の高まりに対し、専門的かつ機動的な対応が図れるよう、児童発達支援センターも令和6年度中の設置に向けた検討を引き続き進められたいとしております。

続きまして、(3)「基本目標3：自分らしい働きかたへの支援」につきましては、障害者就労施設等の販路拡大に向け、地域活性化包括連携協定を活用した商業施設での販売会の実施等、工賃の向上につながる取組や、地域自立支援協議会の中で障害者就労支援事業所が実施す

る体験実習を報酬化しやすくする協議がなされている。これらの取組により、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられるような支援の拡大が図られており、さらなる支援の拡大に取り組まれたいとしております。

続きまして、(4)「基本目標4：共に生きる地域社会づくり」につきましては、次期障害者計画及び障害福祉計画等の計画期間内におきましては、市役所の新庁舎が供用開始予定であることから、供用開始に合わせた情報提供体制及び意思疎通支援の充実を検討されたい。また、震災総合防災訓練事業ほか、防災対策の推進に係る重点事業においては、やや取組が遅れており、障害のある人に対する適切な避難支援や災害時における安否確認の体制整備に取り組まれたい。さらに、成年後見活用あんしん生活創造事業は、指標を超えた相談件数実績となっているが、今後さらに成年後見制度の理解促進等、障害のある人の権利擁護のため「成年後見制度利用促進計画」に基づき取組を促進されたい。その他、次期実施計画期間内においては、障害者差別に関する相談や地域における障害者差別の解消のための協議の場の設置に向け取り組まれたいと、こちら基本目標4の部分につきましては、やや取組が遅れている事業が多いこともあり、答申への意見反映も多くなっているところでございます。

続きまして、(5)「基本目標5：自立を支援する人づくり」につきましては、重点事業の取組により人材の養成と確保が図られており、次年度以降も人材の確保に向けたさらなる取組を進められたいとしております。

続きまして、こちらは「4 障害福祉計画等成果目標別実績評価について」でございます。6ページの(1)成果目標①「福祉施設の入所者の地域生活への移行」につきましては、地域移行の受け皿となるグループホームの整備が進み、新規の施設入所者数は少なくなっている。一方、令和4年度に施設から地域生活への移行者実績がなく、この状況を改善する必要がある。障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所等と連携しながら、引き続き地域移行を希望する者に対して必要な支援の検討に努められたい。また、地域移行を推進するための課題の1つとなっている重度心身障害者が安心して過ごせる体制づくりに向けた検討を進められたいとしております。

(2)成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置づけた障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会を活用し、長期入院患者の地域移行・地域定着のための支援体制について検討が図られている。さらに、令和4年度においては、精神保健福祉部会の作業部会として地域移行等支援連絡会の立ち上げ、精神科医療機関との連携を図るなど、様々な視点からの地域包括ケアシステムについての検討を行った。精神障害のある人が、地域で安定した生活を送ることができるような体制づくりについて引き続き検討を重ね、地域での生活に必要な社会資源やネットワークの構築・強化に向け、取り組まれたいとしています。

続きまして、7ページ(3)成果目標③「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」につきましては、障害者地域自立支援協議会を活用し、地域生活支援拠点の機能ごとに整備状況及び課題を報告し、運用状況の検証及び検討を行っている。令和4年度においては、体験の機会・場の機能強化に重点的に取り組み、地域生活支援拠点等の機能の充実が図られている。引き続き障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、ミドルステイの実施や地域活動支援

センター・短期入所事業所における体験の機会・場の活用を図るなど、機能の充実に取り組ま
れたいとしております。

続きまして、(4) 成果目標④「福祉施設から一般就労への移行等」につきましては、こ
ちらは、一般就労への移行者数は前年度から横ばいで、ほぼ目標と同等の数値で推移している。
就労支援センターの登録者は年々増加しており、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に
就くことができるように、関係機関が連携して取り組んだことが成果となっている。一方、就
労定着支援については、市内に就労定着支援事業所がない状況が続いており、就労定着支援を
利用する人の割合は低い水準にとどまっている。一般就労へ移行した障害のある人への定着
支援を充実させるため、就労定着支援事業所開設に向けた取組を一層推進されたいとしてい
ます。

(5) 成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」につきましては、主に重症心身障害児
を支援する児童発達支援事業所は市内になかったが、開設に向けて令和4年度に事業者と協
議を行い、令和5年度の開設につながったことは評価できる。医療的ケア児に関するコーデ
イナーについては、人員の確保とともに、その機能の充実に努められたい。また、児童のラ
イフステージに応じた切れ目のない支援のさらなる充実を図るため、相談支援体制の強化及
び児童発達支援センターの設置に向け、引き続き検討を進められたいとしております。

(6) 成果目標⑥「相談支援体制の充実・強化等」につきましては、地域生活支援拠点であ
る障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所が連携して、支援困難事例等の課題検討
を通じ、情報共有を行う等取り組んでいるが、計画（障害児）の相談支援の対象者、相談支援
事業所、相談支援専門員の現状や予測値を的確に把握し、希望する全ての人が支援を受けら
れる相談支援体制の確立に努められたい。また、その方策として、相談支援専門員の確保及び負
担軽減に向けた人材育成支援の取組を進められたいとしております。

(7) 成果目標⑦「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に
つきましては、障害福祉サービス等事業者に対する指導検査や集団指導を実施しており、関係
各課で連携し、人材の育成及びサービスの質を向上させる取組が図られている。障害福祉サ
ービス等事業所は年々増え続けており、サービスの質の確保及び自立支援給付に係る費用等の
請求の適正化を図っていくため、指導検査及び集団指導のさらなる質の向上に努められたい
としております。

最後に「5 今後に向けて」につきましては、2点にまとめております。

1つ目は、次期実施計画及び障害福祉計画等の策定に当たっては、本答申及びアンケート調
査等により把握されたニーズが適切に反映されるよう努められたい。また、2つ目は、障害者
施策推進協議会と障害者地域自立支援協議会が地域の課題の共有に努めるとともに、地域の
課題や関係機関との協議内容を整理し、障害者計画及び障害福祉計画等に反映する仕組みづ
くりの構築を進められたいとしております。事務局からの資料説明は以上となります。

大塚会長： どうもありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明がありました答申書の
案、これについて、ご質問あるいはご意見がある方がいらしたら、お願いいたします。阿部委
員どうぞ。

阿部委員： 言いたいことはたくさんあります。例えば「障害者差別解消のための協議の場の設置」とか、

この辺りも進めなければいけないし、「精神障害のある人が地域で安定した生活を送ることができるような体制づくり」についても具体的にどうしていくのかということが非常に問題だと思いますが、この辺のところは国分寺障害者団体連絡協議会を通じて、また話をしていきたいなと思っています。

今回は、相談支援体制のところと、それから重度障害者の生活の場づくりのところをやはり重点的に考えてもらいたいと思います。

自立支援協議会の論議の中でも、その2つは挙がっていたと思うし、本当に大きなテーマだと思っています。例えば相談支援では、「相談支援を希望するすべての人が利用できるようにすること」が課題となっており、まさにそのとおりだと思いますが、これを解消するための取組をはっきりうたってもらいたいなとは私は思っています。

そして、答申書案の成果目標⑥には「相談支援の対象者、相談支援事業所、相談支援専門員の現状や予測値を的確に把握し、希望するすべての人が支援を受けられる相談支援体制の確立に努められたい」とある。これも同じことを言っていると思いますが、相談支援の対象者と、予測値の把握ができていのかということ、すごく疑問です。

この後の審議事項である計画策定の部分、実施計画で、何をやるかというのが出てくるわけで、相談支援事業所と相談支援専門員の目標数値は確かに出ています。しかし、それをどうやって目標数値に持っていくかという方策は見えていない。相談支援の対象者がどうなっているかは、ほとんど分からないですね。相談支援を受けたくても受けられなくて、セルフプランになっている人がどのぐらいいますかと前回の協議会で聞いたときには、大人で5%ぐらい、児童で20%ぐらいだと。実数は、合わせて140人ぐらいだと伺っています。児童が90人台、大人が40人台、合わせて140人ぐらい。その約140人がセルフプランの人数であって、すべての人が相談支援を受けたいのかは分かりません。セルフプランがよいという人も中にはいるかもしれませんが、ただ私の知っている限りでは、そういう人はあまりいない。できれば相談支援を受けたい、けれども受けられないという状態にある。だから、ここを解消するためには相談支援の対象者、つまり相談支援を受けている人、それから受けたくても受け入れられない人の数を明記した上で、それを解消するにはどうしたらいいのかということ、そこを盛り込む必要があると思います。これは、「答申書（案）」ではそこまで踏み込めないにしても、実施計画の中で反映できないかなと思っています。

それともう1点。重度障害者の生活の場づくりのところですが、答申書案①に「地域移行を推進するための課題の一つとなっている重度心身障害者が安心して過ごせる体制づくりに向けた検討を進められたい」とあります。安心して過ごせる体制づくりというのは、確かにそのとおりなのですから、何をもちいて安心して過ごせる体制づくりなのか。今一番問題になっているのは生活の場です。日中支援のほうは少しずつ動いてはいるけれども、生活支援の場が全然ない。グループホームはちょっとずつ整備が進んで、新規の人が入れるようになったと言っているけれども、軽度の人だけが対象のグループホームばかりが増えている。審議事項2の計画策定で触れますが、例えば62ページ、「共同生活援助」のところ、令和4年度「計画」は144人に対して、「実績」180人。はるかに実績が上回っているわけです。その上の「自立生活援助」のところ、これは1人の「計画」に対して0人。つまり、軽度の人対象

のグループホームは足りてきている。本来、軽度の方は「自立生活援助」のほうに移っていかねばいけなくて、その移行ができていない。グループホームは増えているけれど、重度の方に対応できるところはない。だから、そこで目詰まりを起こしている。まさにこの数字はそのことを言っていると思うのです。実際に事業をやるのは市ではなくて、事業者ですけれども、どう誘導していくかということは、事業計画の中に入れるべきことではないかと思うのです。そのところをもうちょっと具体的に示せないかと思います。「重度心身障害者が安心して過ごせる体制づくり」を紐解いていくと、生活のできる場をどうしていくのかということであって、そこが解決していかないと、入所施設から移行もできないし、これからもまだ入所施設に入り続ける人は出てくるでしょう。一概に入所が悪いとは思わないですが、やはり、「重度の人が地域で生活できる場を充実させていく」ということを計画に盛り込まないと具体的なものにはつながっていかないのではないかと私は思います。このところは、なかなかこれは民間の力だけではできない、市が誘導しないとなかなか動かない。ここをお願いしたいなと思います。以上です。

大塚会長： ただいま阿部委員からあった2つの質問、1つは相談支援体制、もう1つは、支援体制も含めた重度障害のある方の地域生活。この答申案は、ほぼご理解いただいたということですが、でも、より一層そういうことも含めて考えるべきだというお話がありましたが、これについて事務局よりご説明あるいはご見解があれば、いかがでしょうか。

事務局： まず相談支援体制についてですが、相談支援の対象者がどれぐらいになるのかということについては、障害福祉サービスですとか、障害児の福祉サービスを利用するためには、セルフプランも含めて計画を必ず立てなければいけないことになっているわけですので、基本的にはそのサービスを利用している方の総数が計画を立てることが必要な人数ということになります。なので、計画に数値として載せるかどうかというのは、また改めてご意見頂いて検討させていただきたいと思います。ですが、数字自体はそのようなサービスを利用されている方の総数ということになりますので、今後、相談支援事業所連絡会が中心になるかと思いますが、今現在の利用者数と今後の予測値ですとか、事業所のほうでも、今後の相談支援の事業の展開をどのように考えていらっしゃるのかというところを、ざっくばらんに意見を交わしまして、どういうふうにやっていけばいいかというところを今後進めていきたいと考えております。

また、もう1点、重度障害のある方の生活の場ということなのですが、これについては、グループホームもそうですし、ほかの事業についても事業所はどんどん増えていて増加傾向にあります。事業所を開設する際には、認可自体は東京都になるわけですが、必ずその前に市と協議することになっておりますので、事業所を開設してすぐは難しいけれども、事業が安定して、人材を確保できてきた際には、重度障害のある方を受け入れていくということも検討してほしいということは必ず伝えるようにしています。実際に何年か前に開設された事業所の中にも、重度障害のある方の受け入れに取り組んでみようと言っているところもありますので、まずは事業所を増やして福祉サービスを充実した上で、その中から重度障害のある方にも取り組んでくれるような事業所を増やしていくということ。また、既存の法人にも呼びかけていくということは常にやっておりますので、引き続き事業所が集まるような場でそのよ

うなことは呼びかけていきたいと思います。また、重度障害のある方を受け入れていきたいと言ってくださっている事業所の後押しができるように、市として何ができるのかというのは考えていきたいと思っております。

大塚会長： 1つ、よろしいですか。3ページの下の2行目、「課題解決の方策として、引き続き障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援専門員の現状把握や負担軽減」ということがあります。今のお話は、現状把握というのは必ずしもまだできていないと。つまり対象者がどのぐらいいいらして、どんなニーズがあって、計画相談が本当に必要かどうかということの確証がないということであれば、計画相談を必要としている人の現状把握なども含めて、もう一度きちんとやって、それからということも考えられると。まさにそういうところで具体的にやっていきましょうという道筋がつけられるのではないかと私は考えましたけれども、ご検討いただければと思っております。松本委員、どうぞ。

松本委員： 先ほどの重度障害のある方の生活の場の問題で、少なくとも考え方を言われたので、そういうものをこの文書の中に少しでも入れてもらえると、物事が前に進んでいくのかなと思います。市としてこういう取組で頑張っているのだということを利用者さんにも分かるような形で答申にするといいのかなと。

大塚会長： 事務局でご検討いただいて、前向きにこういうところについてはやれるというところを少し調整いただければと思います。よろしくをお願いします。全て書けるとは思いませんが、例えばこういうことをしていると。先ほど言った相談支援も部会があって、それを活用してやるというお話もあり、今回の答申案の一番最後のところ。今後の方向性の(2)は、施策推進協議会と自立支援協議会がもっと連携して、よく密な情報交換をしながらやっていきましょうと、まさに自立支援協議会において、どういう課題があって、さっき言った対象者がどのくらいいてということが、だんだん状態が分かってくれば、ここに上がってきて、具体的に計画の中にこうしようということが出てくるので、やっていく必要があるのではないかと考えました。下村委員どうぞ。

下村委員： 下村です。学校の現状をお話しさせていただくと、例えば教育相談に来られる方には、教育のことだけではなくて福祉のサービスとか、そういった仕組みがあるということもご説明させていただきます。中学や高校から特別支援学校に来る人に対しては、全くそういうサービスがあるということすらご存じないご家庭も多いのです。できるだけ学校としては、そういった情報をお知らせしています。この家庭にこそ必要だという事案がたくさんあるのですけれども、いざ地域に戻ったときに受入先がないということがやはりあるので、その辺は危惧しております。なので、先ほどもあったように、セルフプランでやっていらっしゃるご家庭もあるのですけれども、いざ利用したいときに利用できるということがやはり大事なかなと感じております。なので、一時的に例えば障害福祉課なり、どこかでつないでいけるような形があるといいのかなと思っております。

大塚会長： 児童・生徒についての記述はありましたか。つまり、その人たちに福祉の情報、サービスの情報であるとか、あるいは卒業していくときの連携だとか、つながりだとか、あるいは児童・生徒として学校にいるときにも福祉と教育が連携しながら、やはりそういう人たちを支えていくのは当たり前のことなので、それは必要ですね。特別支援学校や特別支援教育を受けてい

る人もきちんとというところは重要な観点だと思うので、教育部局との連携、ネットワークも書いていただいたほうがいいなと、バランスが取れるといい。ちょっと相談とも関係している気がします。教育の分野の意見ありがとうございます。もう一度、阿部委員，どうぞ。

阿部委員： むしろ小堺委員から相談支援の現状を聞きたいです。

大塚会長： そうですか。どうぞお願いします。

小堺委員： 地域活動支援センターつばさの小堺です。今、相談支援のこととか、重度障害のある方のこと、あと学校卒業後の方のこととか、まさに私たちが相談の現場で日々感じているところがある部分です。

相談支援の体制について、ずっとここでも話題になっていますし、これまでも課題になっていて、そして相談支援事業所連絡会だとか、相談支援部会だとか、自立支援協議会でも話し合いはされていたり、毎月1回、相談支援事業所連絡会を基幹相談支援センターがやってくれていますけれども、そこでは障害福祉課の方も必ず参加してくださって、一緒に情報共有をしながら、今の相談支援の現状、課題も含めて話し合ってきたという経過があり、いろいろ負担軽減がされたり、求められた相談に応えられるような体制づくりというのは検討されてきた経緯はございます。

相談支援をやっている上では、重度障害のある方のグループホームの入居先についても、以前よりは地域の中で受け入れてくださっているグループホームも市内にもあります。ただ、やはり重度の方の居場所、生活の場というところは、まだまだ課題があるなというところを、支援の現状としては感じているので、そこはやはり今後も大きな課題として具体的に考えていく必要があると思います。

新規の計画相談を受ける中で、高校生で今まで全くサービスを受けてこずに、卒業後の進路を考えるに当たって、初めて障害福祉サービスに触れる方というのも、数名いらっしゃるのです。そして、「ああ、そうだったんだ」ということに、ある意味びっくりしながら関わらせていただいているのですけれども、そういったサービスだったり、相談支援というものに触れずに成長されている方もいらっしゃるのだなということを考えると、情報をいかに届けていくかということもそうですし、切れ目のない支援の体制を作っていくというところは非常に大きな課題だと感じています。

大塚会長： ありがとうございます。書き方もあるのですが、全部課題があるということではなくて、こういうことをやってきて一定の評価があると。だけれども、まだここには残っている課題があるので、ここについて取り組みましょうという論調だと、みんなやる気を出して取り組めると思います。全部否定されてしまうと相談支援の方たちがやってきたことは何だと言われてしまいますし、そうすると、みんなエンパワーメントされないので、やってきたそれぞれの道や成果があるのだけれども、まだここは残っているところなので、やはり具体的にこうしていきましょうという論調でお願いできればと思います。

自立支援協議会の会長と会う機会があって、「相談支援どうですかね」と言ったら、「国分寺市の相談支援、一生懸命やっているのですよ」と会長から評価をいただいています。でも、課題が残っているところはきちんと解決していきましょう。

ほかにはいかがでしょう。全体としては、最初の「はじめに」というのは今の障害福祉のこと

がきちんと書かれていて、法の改正だとか、一番新しいものが入っていて評価できるものになっていると思っています。

藤田委員： 相談支援体制のこととか、重度障害のある方の生活の場づくりというところで、今回の答申書、結構踏み込んでくれたかなと思ったのは事実です。

ただ、検討の余地はあるところで、今後、どのようにして重度の方が地域で生活していくかというのは大きな問題だと思うのです。地域移行というのは、2000年代に宮城県が入所施設の解体宣言をし、時間をかけて地域移行というのをやってきたということに始まり、地域生活というところで、グループホームの数は増えたけれども、重い人たちの受入体制がちょっと後手になってしまっている現実があるのだなと。私自身も、入所施設での対応や必要性などをもちろん感じながら、重度障害のある方に申し訳ないのだけれども、我々のところでは受け入れられないケースもたくさんあり、不本意でありながら、他県のグループホームに入所してもらった人もいて、複雑な気持ちです。難しいと思うのだけれども、市が具体的に何か協力していただければとは思っています。また、答申書について、就労支援のところでは市が踏み込んでくれたなと思っています。

大塚会長： ありがとうございます。重度障害のある方の地域生活の支援ということで、地域できちんとグループホームなどで受け入れられるようになるということも含めて、目標としては、体制を作っていくということが重要かもしれないですね。ありがとうございます。阿部委員、どうぞ。

阿部委員： 今、いろいろと意見が出て、そのとおりだなと思いました。ただ、相談支援体制に関しては、相談支援をやっている人の力が足りないとか、さぼっているとか、そういう話をしたいのではなくて、一生懸命やっているのです。けれども、やはり追いついていないという現状。市内の約140人には相談支援を受けたくても受けられなくて、セルフプランになっている人がいるという現状。それは、相談支援に関わっている人たちが、ちゃんとやろうとしているけれども、一方で全然手がつかない人がいるということです。すごく心苦しい思いを常に抱えていらっしゃるのではないかなと思います。だから、どちらかというと、仕組みの敗北になっていると思います。やはり相談支援専門員がもっと必要だと思うし、高齢者はそれがケアマネジャー体制の中で回っていると思うのだけれども、障害者はそこが遅れていると思います。事務局の先ほどの説明の中で、市は利用している人の数、利用したいけどできない人を把握していると思います。ただ、それが計画に落とされていない。19ページのところに相談支援事業所の数について令和4年度12箇所を令和8年度13箇所にします。相談支援専門員の人数を令和4年度29名を令和8年度34名にします。これは出ています。けれども、知りたいのは実際に相談を受けている人がどのぐらいいるのか、受けたいけど受けられていない人がどのぐらいいるのか、その人をどうしていくのか、ここなのです。この相談支援以外のところは、例えば、そのページのすぐ下の子どもの発達相談「初診相談件数」167とか228というのは実数ですよ。その後、ずっとめくって行って25ページ。こどもの発達センターつくしんぼにおける相談・支援件数、令和4年が6,005件、令和8年度が7,218件、これも実数ですよ。だけど、なぜか相談支援のところになると、受ける人の数というのはでていない。出してしまうと、そこを何とかしなければいけないという数字だから出しにくいのかもかもしれないけれども、それでは進まない。計画相談の制度ができたとき、国分寺市は全員受けられるようにすると取り組ん

でいたと思います。それに関して国分寺市は先進的でしたよ。しかし、いつの間にか約 140 人相談支援を受けたくても受けられない人がいる。主な原因は、子どもの発達支援センターつくしんぼの新規相談がストップしていることや予想外に放課後等デイサービスが増えたことかもしれないけれども、しかし大人も 40 人以上いるわけです。会長のおっしゃるとおり、教育現場と福祉の連携は非常に必要だけれども、福祉のところで絶対数が足りないと連携したくともしようがない。学校の先生も卒業したら、いつまでもその子たちのことをずっと面倒見続けるわけにはいかない。だから、やはり社会に出たところと、学校に入る前のところ、ここをしっかりと押さえていないと、連携するにも連携できないのです。だから、必要な人数、受けている人数を出して、受けたいけど受けられない人を解消していくためにどうするのか、ここをしっかりと盛り込むのが計画の役割ではないかなと思います。

また、グループホームの認可は東京都ですか、市は何もしていないわけではないと思います。実際問題、市との相談のときに、「重度障害のある方の受け入れ先が足りない」などいろいろおっしゃっているのだと思います。僕もそういう話を聞いています。一生懸命頑張ってくださいと思っています。しかしながら現実問題はなかなかそれが数に結びついていない。これは放置すると、何が起きるかといったら、確実に 8050 問題、9060 問題になります。親が何とかしているうちはどうにかなっているかもしれないけれども、その後生活の場がどうしようもなくなったら、あと 10 年、20 年たっていったらどうなっていくですか。これはもう目に見えている。事業者は、最初慣れないうちは軽度の人からはじめて、重度障害のある方もいずれ受け入れてくださいと、とおっしゃってくれているのはありがたいけれども、開設段階でこういうのを入れてくださいとか、こういったところを中心に市は後押していきますよとしていくべきです。ちゃんとフィルターをかけて、重度障害のある方に対応できるように誘導していくのだという姿勢をしっかりと出してもらいたいと思うし、「生活の場を充実するよう取り組んでいく」のだということを計画に書いてもらわなければいけないと思います。

事務局： 今、話が随分広がってきていますので、答申案に対する最終のまとめの部分をお願いします。ここの書きぶりがどうだろうということや少し加筆できないだろうかとか、具体的な意見をお願いします。いただいた意見については、私たちも持ち帰って、もう一度検討して、またお示しさせていただきますのでよろしくお願いします。審議事項 2 の計画の部分のお話のところに随分お話が広がってございまして、一旦とめさせていただきます。会長、失礼いたしました。

大塚会長： この答申書についての議論とそれから団体の方は持ち帰っていただき議論があれば、事務局に 8 月 17 日（木）までに連絡していただき、次回は答申書の「案」が取れて、最後の確認ということで進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

8 ページの（7）の本文の「障害福祉サービス等事業者に対する指導検査」という「検査」という言葉では多分ないので、確認してください。あとは、よろしいですか。

阿部委員： 私、別に話を広げるために言っているのではないです。6 ページの「重度心身障害者が安心して過ごせる体制づくり」、これはあまりにも漠然としている。「安心して」というのは、何をもちえて安心かがわからないので、その重度障害のある方の生活の場の充実に向けて取り組むのだということを具体的な文言として盛り込んでいただきたい。これが私からの要望です。

大塚会長： あとは、よろしいでしょうか。では、ご意見がある方には、17 日までにご意見を事務局にお寄せください。

それでは、既に意見がでていますが、審議事項2は「第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）」、「第7期国分寺市障害福祉計画」、「第3期国分寺市障害児福祉計画」の策定に関すること（諮問第1号）です。これについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 資料のご説明をさせていただきたいと思います。資料2を御覧ください。審議事項2の各計画の策定に関することにつきましては、まだお示しできていなかった「第2章 障害のある人の現状と課題」の部分を中心にご説明させていただきます。

ページを開いていただきまして、2ページから3ページの「国分寺市の障害のある人を取り巻く現状」といたしまして、「障害のある人の人口」と「障害福祉サービス利用者数」を掲載しております。令和4年度まで、障害のある人の人口や障害サービス利用者の合計ともに増加しております。障害のある人の人口につきましては、今後、次期計画の期間においても少しずつ増加することが見込まれております。

続きまして、4ページから5ページ、「今後の施策推進に当たっての課題」、「(1) 前回計画の振り返り」につきましては、昨年度行いましたアンケートの調査結果及び障害者団体等へのヒアリングの結果、また令和4年度までの進行管理評価等により出された意見を基に、整理しております。その後の6ページから11ページの「各分野の現状と課題」のところにつきましても、前回の振り返り同様、アンケート調査結果や団体ヒアリングの結果、また進行管理等により出された意見等を基に、現状と課題を掲載させていただいております。

12ページから16ページの第3章の「計画の基本的な考え方」については、今回は実施計画の後期の策定になりますので、障害者計画本体といたしましては、令和3年度から8年度までの6年間の計画であり、前期計画から継続して見ていく必要があるため、こちらは変更いたしません。

17ページから42ページの実施計画及び43ページ以降の福祉計画と障害児計画の部分につきましては、前回の協議会でお示した資料と基本的には同じ内容となっております。ただし、前回の協議会でのご意見を踏まえ、一部変更した部分がございますので、そちらを補足させていただきます。

まず19ページ、②の「指定特定相談支援事業の体制整備」部分の説明について、こちら、「障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所等と連携して相談支援専門員の現状把握や負担軽減に向け取り組み、計画（障害児）相談支援を希望するすべての人が利用できる体制づくりを目指します」と波線部分のとおり修正いたしました。

もう1点、39ページの②「成年後見活用あんしん生活創造事業」の部分につきましては、説明の後段の「また」以降です。「また、成年後見制度の理解促進等障害のある人の権利擁護のため『成年後見制度利用促進計画』に基づき取組を促進します」という部分を追記しております。変更箇所2か所いずれについても、令和8年度目標値については、前回の協議会でお示した同数値とさせていただいております。

また、前回の協議会では、全体的なところで指標として満足度や充足度を目標値に設定できないかというご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、毎年、市で実施している総

合ビジョンの実行計画における市民アンケート等の設問で、目標値に設定できそうな指標を確認したのですが、直接反映できるものはございませんでした。ただし、毎年、事業の各担当課より頂く施策進捗状況評価の補足部分で、各担当課が個別に行っているアンケート等の結果から見える傾向等については、評価表に反映させていただき、委員の皆様にもお示しできる事業については、ご報告していきたいと考えているところでございます。計画策定に関する部分につきましては、前回、ご意見を頂く時間が少なくなってしまったこともあり、今回改めて意見を頂きたいと思っております。事務局からは以上です。

大塚会長： ありがとうございます。それでは事務局の説明について、ご質問、ご意見等をお願いします。先ほどから相談支援のことが話題となっていますけれども、62 ページの「第6期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量と実績」ということで、一番下、「相談支援」の「計画相談」は、人員として、令和3年度の計画106人から、実績としては115人、令和5年度までのことが数として上がってきて順々に伸びている。ただ、これが全部の対象者を満たしているかどうかはまた課題だということを出ているのかなと思いますので、これを基に来年度以降、どのように計画相談の数を伸ばしていくかというのは1つの焦点になっているということだと思いますので、既に数としては上がってきているということも含めて、このトレンドをどうしていくかということが議論になっていくことかもしれません。阿部委員、お願いします。

阿部委員： 私、この意味がよく分からないのだけど、「計画相談」の支援の数ですね。106人とか、115人とか、これは何の数ですか。

事務局： この見込量と実績については、図の一番下のところに、「各年度の末月」、つまり各年度の3月の1か月間での実績になります。年間の実績ではないので、ちょうど3月が計画相談の利用月だった方々が何人いらしたかという数字になります。

大塚会長： やはり年間で欲しいな。そうしたほうが、みんなが分かりやすいかもしれない。

阿部委員： 桁が違うなと思ったけど、ここだけ月間だからですね。

事務局： こちらについては東京都の計画のほうが、各年度の末月で出すという形になっているので、それに合わせて3月末で出しているものになります。

大塚会長： 大体、月何人ぐらいの方が計画を受けているかというのは分かるということですね。必ずしも12掛ければ良いというものでもないのでも推定はできるということ。

阿部委員： 意味はわかりました。ただし、何人受けていますと言われても、「はあ」というだけの話であって、要は何人受け入れられていないかということを知りたいのです。そうでないと、受けたい人が受けられる体制をつくりますといっても何をどうするか分からないのです。そのためにはセルフプランの人数を出さないと駄目だと思います。この計画相談の数そのものも、令和4年度の実績数で134人いるのに、令和5年度の計画では116人になってしまって、福祉計画の構成は変えられないと言うのかもしれないけれども、実際にそれを上回った人が利用しているにもかかわらず、計画がそこでずっととどまっていることは何を意味しているのかなと私は思います。

大塚会長： 事務局の説明はいかがですか。3月時点はこうだということでしょうけれども。わかるのは、3月時点にしろ、年度とともに増えているということはあると。取組が増加しているということは推測できるということだと思うのですよね。それ以上は何とも言えないですね。

阿部委員： だから、実績が既に次の計画を上回っているのに、同じまま計画にしているのも、何か意味があるのでしょうかと私は聞いています。

事務局： 一覧に書かれている実績は、もちろん必ずその年度ののものにはなりますが、計画値というのは、やはりその前の2、3年分を掛けた計画値に沿ってしまっているところがあります。ですので、実績に基づいて翌年の計画を設定しているわけではないので、当初の3年度のうちに計画の数値を上回っていたということで、その傾向が令和4年度も、令和5年度はこれからのことですので推測にしか過ぎませんが、やはり利用されたい方というのが、3年前に想定したものよりは超えてきている。ニーズが上回っている実情と捉える。そこまでしかできないかなと思います。

阿部委員： そのとおりだと思うのです。予想を上回って、やはり受けたい人が増えている。その割には事業所も相談支援専門員も増えていないから、今、小堺さんたちがご苦労してやっているわけです。その一方で、それで何とか収まってしまっているかというところではなく、セルフプランの人が140人出てしまっているわけです。だったら、次の計画のところで、やはり計画自体の数値を上げなければいけないし、セルフプランの人を解消するというのであれば、それが何人いて、それを減らすためには、どうしていかなければいけないか。そこが出なかったら計画にならないではないですか。

事務局： 今後については、次の63ページのところで、今後の見込量については現在「検討中」とさせていただいておりますので、次回の協議会までにまとめまして、その数字についてもご意見頂きたいと思います。

大塚会長： お願いします。

阿部委員： さらに増えてくるのであれば、それより多い計画値をつけないといけないし、このぐらいで止まるのかなというのであれば、同じでもいいかもしれない。でも、計画値が実績値を下回り続けているというのは、やはりおかしいと思います。それをやっていく前提条件として、相談事業所の数と相談支援専門員の数だけでは駄目なのです。実際に相談を受ける人、受けようとも思ってくれる人、受けられていない人、この数が出てこないところはわからない。そのことを申し上げます。

大塚会長： 松本委員、お願いします。

松本委員： 見積りがまズかったかなという話ですよね。そこを含めて分析して、次の3年には改善できるような形に、何か記録に残るような形にしておけばいいのではないですか。今は仕方ないですよ。

大塚会長： ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。天野委員、どうぞ。

天野委員： 2点ありまして、1つは半分質問みたいなもの、1つは意見ですが。9ページのところに、「情報アクセシビリティ」のお話が出ていて、障害者団体等へのヒアリングの結果といって2点挙がっていますね。上のほうは内容的なこと、下のほうはツールに関する意見なのですが、この内容に関する意見の中身がよく理解できません。「共有する仕組み」とは、誰と誰がどんな情報を共有するというのが足りないと言われているのか分れば教えてほしいですし、そういうICTが進んだ状況の中で、なんでそれがいまだに課題になっているのかというのが、よく分からないので、その辺の説明を頂きたい。やはりこういうところは課題が見

えてくるように書かないと、こういう要望が挙がっていますということで、あと知れませんみたいな感じに、これだと読めてしまいます。やはり少なくとも最低限問題がどこにあるのかということは記載してもらいたいというのが1点、もう1点は、「共に生きる地域社会づくり」というところ、15ページ。差別について書いてあるところありましたね。

大塚会長： 11ページの「差別の解消及び権利擁護の推進」ですね。

天野委員： 11ページに差別に関する解消のための協議機関を設置するという話があって、その関連で、15ページのところに、「共に生きる地域社会づくり」の中に、上から3行目、「そのために」と書いて、この文章がそもそも面白くて、「すべての市民が障害について一層の理解を深めるよう、障害理解を促進していきます」、理解を深めるよう理解を促進していきますと書いてあるのですけれども、これは文章としてもすごく変なので、ここにはもうちょっと具体的なことを書く必要があるのではないかと思います。その具体的なものとして、障害者差別解消のための協議会というのがあって、それについては、後のほうにも出てくるのですけれども、今度の3年間の間では検討するだけと、設置はしないのだと書いてあるんですね。ただ、この話は、恐らく障害者施策のベースになる話なのではないかという気がするのです。特に次の計画に向けて、新しいいろいろな施策ができてきて、例えば行政側も重層化したり、いろいろな対応ができるようになってくる。だけれども、市民の間では十分理解が進んでいないという状況がいいのかという話だと思うのです。ですから、やはり次の計画を考えるときには、将来の国分寺市の社会の中で、どういう共生状態になっているのかというビジョンを示した上で、それに合わせて施策はどうあるべきなのか、あるいは施策だけではなくて、一般の方たちに何を伝えていくのか、あるいは、そのためにどんな啓発活動なり、どういうふうにしてアピールしていったらいいのかということは、やはり議論する必要があると思います。少なくとも、この後期3年間の間に、将来ビジョンに関わるこの部分、この協議会をぜひやってほしいという思いがあります。以上です。

大塚会長： ありがとうございます。ただいまの9ページの「情報アクセシビリティ」のことと、15ページの障害の理解の部分、事務局、説明はありますでしょうか。お願いします。

事務局： 9ページの部分のお話ですが、障害者団体の方からのヒアリング結果ということで、アクセスをどこにすればいいのかということは、どこにつながれば情報が得られるのかということと理解をしたつもりでございました。先ほどの下村委員のご発言にもありましたけれども、届いていない方には届いていないという現実がここで話するだけでもわかりますので、その共有する仕組みづくりだと、具体的な記載について持ち帰らせていただいて、整理し次回お示ししたいと思います。ありがとうございます。

もう1点障害者差別解消の推進に向けた具体的な取組の部分で、令和8年度目標値が令和4年度と同じ「検討」でいいのかというご意見を頂戴しているのかなと思います。この3年間で、もう少し進めた取組につなげたいと思っているので、書きぶりについて、こちらもち帰らせていただいてもよろしいですか。すぐに答えられなくて申し訳ないですが、課題として頂戴いたしました。ありがとうございました。

大塚会長： 「障害者差別解消のための協議の場の設置」というのは、差別解消地域協議会を国分寺市は今後つくるということで動いているということで理解していいですか。

事務局： どういった機能を持った協議会にするかということも含めて検討したいと思っており、設置に向け進めていきたいと思っています。

大塚会長： 法律上の規定もあるので、検討をお願いします。ほかには、いかがでしょうか。阿部委員。

阿部委員： 重度障害のある方の生活の場の問題ですけれども、地域生活のところですが、この計画の中ではどこに反映しているのでしょうか。49 ページですか。ほかにあるのでしょうか。

事務局： 60 ページのところですよ。60 ページの(3)「居住支援・施設系サービス」の「見込量確保のための方策」になります。ここのところの2つ目の四角のところ、重度障害の方のグループホームの整備促進について記載しております。

阿部委員： だから、ここをもう少し具体的にやれる方法がないかなと思っています。「実施に関する考え方」の「見込量を設定」する、というのは当たり前の話ですし、「サービス名」と「内容」のところは、用語説明しているだけの話だから、ここの「市内の法人及び障害者団体等と連携し、整備促進を図ります」というところを具体的にどういう形を持っていきたいのかということを示していただきたい。これは見込量の出し方とも影響してくると思いますけれども、やってもらいたいなと思っているのです。そのためには、先ほども言いましたが、62 ページの「共同生活援助」のところ、この数字だけ持ってきて、これはほとんど役に立たないというか、そもそもこの数字自体もわからないのだけれども、令和3年、計画が137で、実績が162、令和4年度もそうですね。計画よりも、はるかに実績が上回っているということは、何を意味しているのか。実際には、どんどん増えてきているということでしょうか。

事務局： こちらについては過去3年を基にはしているのですが、市が予想しているよりもグループホームの数が増えまして、それに伴って想定以上に利用者が増えたという分析をしています。

阿部委員： そういうことだと思うのですよ。増えたのは結構なのだけれども、問題は、増えて、みんないろいろ収まってよかったねという話になっているかということになっていない。特にそれはやはり重度障害のある方が完全に取り残されている。その問題を考えていくのであれば、「共同生活援助」の事業所数、入っている人数だけを書いていてもあまり意味がないのですよ。そこを、次の計画の見込量のところで、どうやって出していくのかなというのがすごく気になるところです。グループホームの数だけに関して言えば、超過達成してしまっているわけです。だけれども、実際は、重度障害のある方は受入れできませんというところだけがが増えてしまっているのです。そこを計画の中に反映しないと、いくら答申のほうでやりますとうたっても意味がないと思います。

それから、49 ページに地域生活支援拠点を書いているけれども、緊急入所だけ増えたって、生活する場ができないと意味がない。60 ページに一言「整備促進を図ります」とは書いているけれども、具体的な見込量がどうなっていて、これに対してどう合わせるのかはわからない。見込量についても重度障害のある方にまったく対応できないグループホームを含む数になっており、これは問題の解決にはなっていないと言いたいわけです。

大塚会長： 事務局、ありますか。

事務局： 今、阿部委員がおっしゃられたことは、量ではなく質の部分を高めていかなければいけないということだと思いますので、こういった表現で計画に盛り込めるかについては検討させていただきたいと思います。

大塚会長： お願いします。特に 60 ページの居住支援で、どのような表現にできるかを考えていただきたいと思います。ほかには、全体としていかがでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、いろいろご意見を頂きました。修正ということも含めて、次回は、答申書と、それから、この後期の計画について、固められるようにという希望なので、ぜひそれまでにもしご意見があるようであれば、事務局にお知らせいただいてということにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第2の審議事項についても終わりということでもよろしいでしょうか。

4「その他」ということで、次回開催スケジュール、あるいは事務局からの連絡事項もあると思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局： 今後の本協議会の開催スケジュールについて、ご案内させていただきます。次回協議会は、10月13日（金）、午後6時から国分寺市役所書庫棟会議室での開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。また、お車でいらっしゃいました委員の方には駐車券をお渡ししますので、会議終了後、事務局までお声がけいただければと思います。事務局からは以上です。

大塚会長： ありがとうございます。これをもって、令和5年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会を終わりにしたいと思います。皆さんのご協力の下時間内で終わりました。どうもありがとうございました。

——了——